

研修テーマ：「地方議会改革の論点と課題」

講師；小林 慶太郎 氏（四日市大学 副学長）

《所感》

小林先生の講義は2年前に、「議会基本条例の検証について」をメインにお話いただき、とてもわかりやすかったので、今回で2回目の小林先生の講義を楽しみにしていました。端的に言って、「議会改革のあり方について、それぞれの地方議会でよく検討し、自ら目指すべき方向を見定めるといことがとても大切である！」ということ。でも、こういう言い方では一般住民の心には全く響かない。そもそも「議会改革が町民のためになぜ必要なのか」が少しも伝わらないようでは、議員がいくら「議会改革が必要だ」と叫んでも理解されないし、地方議員のなり手不足、相次ぐ「無投票選挙」については住民から厳しい評価を受けることばかりです。

地方自治法第89条や東員町議会基本条例前文にもあるように、「議会は住民の意思を的確に反映させて、かつ最良の意思決定を導く責任を負っている。住民の負託にさらに誠実に応えていく」ために議会改革が必要。住民の意思を的確に反映することとはすなわち、①議案で取り上げられている施策に関して住民の生活現場ではどうなっていて、何が問題なのか、住民は何に納得がいかないでいるのか、それがどうしてなのかを現地・現場に行って調査をしておくこと。この点で議員活動が議会内活動に限定されるはずないし、政務活動費の重要な使途もここにある。②議案が内包している問題点を浮き彫りにして「こうすることができるのではないか」とか「こうすべきでないか」とか「これはやめるべきではないか」というように具体案を示し、実現を迫るような発言をする。③議会での質問・質疑では、単に知らないことを聞かないことが原則であるとされる。質問・質疑は知らないことや自分で判断できないことを聞くことではない。議案に関し、知らないこと、わからないことは事前に調べて、そのうえで執行部に問いただしたり、議案に盛り込まれている施策の見直しや変更の可能性を追求することが議員発言の本来の意味である。このような本来の議会発言ができるようにすることが議会改革の基本ではないか、と。今回の小林先生の講義で「議会改革が町民のために本当に意味のあるものでなければならない」「ともすれば、「議会改革と言えばかつこ良いファッションのためのもの“などではいけない」と何度も強調されたので、改めて「議会改革とは？」「議会改革はどうあるべきか？」を自分自身で考え直したのが以上です。

そのうえで、「通年議会の必要性」や「議長2年制任期の必要性」についても考えなければならない。「通年議会のメリットとデメリット」や「通年議会を導入したが、専決処分がなくなったことで自然災害時に議会対応を優先するあまり現場対応が後回しになって不都合が生じて結局、通年議会導入からわずか2年で廃止した長崎県議会の事

例」や「議長の2年制や4年制に改める必要性、我が町に1年ではいけなくて2年制などにする理由が住民に説明できないといけない」等々の小林先生のお話は、納得しました。

小林先生の講義を聞いて、**①**「通年制の議論」についても「議長の任期の議論」についても、議員間で十分な議論が必要で住民が納得してもらえるような説明ができるようにしないといけないと思います。

通年制のデメリットとして一般的によく掲げられているのは、（１）議会事務局はじめ行政の事務負担が増える。（２）議会对応・質問対応が増えると待機が発生する可能性が高く、議会の補佐機能が後退することが懸念される。（３）様々な経費（時間外手当、開催経費等）が増大する。

以上のデメリットを考慮すれば、住民にそのデメリットをおしのけて、通年制にする必要性の説明はできかねますし、住民の同意は得難いと思います。

これらの理由から、私は「通年制」の必要性は認められません。今のままで良いと思います。

議長の任期についても、今の体制の不都合さを感じませんし、「再選は妨げない」という条項もありますし、1年制のままで良いと思います。

②「議会報告会」という形よりも「公聴会」という形式での、住民の方のご意見をお聞きする形が望ましいということと、議会は合議制であるために、住民から議員に考え方や意見を問われても答えられにくいがどうしたらよいかという私の質問に対し、小林先生のご回答としては「ここからは議員個人の私見ですという風に、発言すると多様な議員の意見を住民に理解してもらえる機会となる」とか「いついつまでには議会で話し合って、住民の皆さんからの質問や意見に対する回答を用意させていただきますと宣言して、住民意見に必ずフィードバックするような体制にする」という適切なアドバイスをいただけて良かったです。

《今後、研修で得た知識について町議会活動にどのように反映するか》
今までの議会改革に関する勉強会の積み重ねと、今回の小林先生の講義で得られた知見から、逆戻りすることのないように、『議会改革』は「なぜ」、「何のために」、「どのように」改革をするのかを議会として説明をきちんとできるようにしないとイケません。議員個々の意見は様々でありましょうが、議会の制度改革をするには、全会一致をもってするしかない。全議員が体制を変えることに納得できないのなら、現体制のままで行くべきであると考えます。

《その他》

今回の小林先生の講演の内容は、東員町議会の現状をよくご存じになられての、ニュートラルな状況のお話でした。とても分かりやすいお話で、議会改革について検討するための判断材料にもなりうる、非常に有益なお話でした。ありがとうございました。